

事務連絡  
令和3年7月7日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止施策の実施にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化の一環として、本年1月20日より、入国者健康確認センター（本年3月18日に「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」から改称。以下「センター」という。）を立ち上げ、保健所における業務軽減のため、国において、入国後14日間、全ての国・地域からの入国者等の健康フォローアップ及び自宅等待機の確認（以下「健康フォローアップ等」という。）を行っているところです。

また、この健康フォローアップ等においては、症状を呈した方や濃厚接触の可能性のある方が確認された場合には、検疫所や、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部（以下「本部」という。）ないし、センターから管轄の保健所に連絡し、御対応をお願いしています（「新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る入国者の健康フォローアップについて」（令和3年3月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）参照）。

今般、各自治体とセンターが一層の情報連携を図り、より円滑に効果的に健康フォローアップ等及び健康観察に係る業務の運営ができるよう、当該業務の実施に当たっての役割分担の整理などご留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

なお、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関係者に対する健康フォローアップ等の実施に当たりご留意いただきたい点につきましては、別途お知らせすることとしておりますことを申し添えます。

## 記

### 1 入国者等に対する健康フォローアップ等及び健康観察

今般、保健所とセンターの役割分担を改めて明確にすることで、その重複と遺漏を無くし、各自治体の住民である入国者等の負担軽減を図りつつ、健康フォローアップ等及び健康観察を効果的に実施することを目的として、以下のとおり整理しましたので、御対応をお願いします。

なお、令和2年2月18日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」のとおり、検疫所は、検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者を健康フォローアップ等の対象者として特定し、この対象者をとりまとめた名簿（以下「対象者名簿」という。）を作成し、対象者名簿を都道府県等に送付するとともに、「帰国者フォローアップシステム」にアップロードしています。都道府県等においては、健康フォローアップ等の実施に当たっては、対象者名簿や「帰国者フォローアップシステム」等も活用してご対応をお願いします。

加えて、保健所において健康観察を実施する際は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）をご活用ください。

#### (1) 入国後14日間の自宅等待機期間中に症状を呈した者等

##### ① 有症状者が受診・相談センターや保健所に直接連絡した場合

検疫所では、入国者等に対して、14日間の自宅等待機期間中に、発熱、呼吸器症状等の症状を呈した場合は、受診・相談センター、保健所に連絡していただくよう誓約書などを通じてご案内しております。その結果、これらの症状を呈した方（以下「有症状者」という。）の多くが、受診・相談センターや保健所に直接連絡されています。

このような有症状者に対しては、「健康フォローアップ中に発熱等の症状を呈している方々について」（令和3年5月18日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）に基づき、検査の実施に向け、とりわけ積極的な御対応をいただくとともに、保健所において健康観察を実施して頂きますようお願いいたします。

また、各自治体におかれては、入国者等から直接連絡を受け、保健所に

において健康観察を開始した場合には、その旨を追ってお知らせする専用のメール又は電話により、速やかにセンターにご連絡いただけますようお願いいたします。

② 有症状者についてセンターから保健所に連絡した場合

センターが健康フォローアップ等を実施している入国者等であって、症状を呈していることをセンターで把握した方については、センターより当該入国者等の居住地（居住地と異なる場所に滞在していることを把握した場合には当該滞在地）を管轄する保健所に連絡するとともに、入国者本人に当該保健所に相談いただくようご案内しています。

このようにセンターから保健所に連絡した場合には、上記①と同様に、検査の実施に向け、とりわけ積極的に御対応いただくとともに、センターによる健康フォローアップ等から、当該保健所による健康観察に切り替わることについて、ご留意いただき、健康観察の実施に遺漏無きようお願いいたします。

さらに、上記①又は②の場合において、実施した検査の結果如何にかかわらず、引き続き保健所において健康観察を実施して頂きますようお願いいたします。

③ 有症状者ではない陽性者について

入国後14日間（下記1（2）の場合を除く。）の自宅等待機期間中に、発熱、呼吸器症状等の症状を呈していませんが、入国者等の方が自身で民間検査機関等による自費検査を行政検査ではない形で受けた結果、陽性が判明した者については、本人から直接又は本人より連絡を受けたセンターを経由して保健所に連絡が入る場合があります。

この場合には、上記①及び②と同様に、当該保健所において健康観察を実施して頂きますようお願いいたします。

(2) 入国時の検査や検疫所が確保する宿泊施設での待機中の検査で陽性が判明した者

入国者等について、入国時における検疫での検査や、検疫所が確保する宿泊施設での待機中の検査で陽性が判明した場合、検疫所は当該陽性者を医療機関または無症状療養のための宿泊施設に搬送し、退所基準を満たすまで管理します。このため、陽性者を検疫所で発見した際は、HER-SYSに入力することにより、当該検疫所の所在地を管轄する保健所に連絡しますが、退所基準を満たすまで検疫所で管理するため、保健所による健康観察は不要です。また、センターによる健康フォローアップ等も停止しま

す。

なお、退所基準を満たして医療機関等を退所した入国者等については、センター及び保健所による健康フォローアップ等及び健康観察の対象外となります。

## 2 濃厚接触の可能性のある者に対する健康フォローアップ等

### (1) 濃厚接触の可能性のある者の確認及び連絡

入国時における検疫での検査や、検疫所が確保する宿泊施設での待機中の検査の結果、入国者等のうち陽性となった者が判明し、その者が航空機搭乗時に感染性を有していた場合、本部において、航空会社から搭乗者リストを入手し、当該陽性者と濃厚接触している可能性のある者を確認しています。

本部は、濃厚接触の可能性のある者の情報を当該者の居住地（居住地と異なる場所に滞在していることを把握した場合には当該滞在地）を管轄する保健所及びセンターに対してメールにより連絡しています。また、センターからも確認のために当該保健所に連絡いたします。

各保健所におかれては、本部からの情報及び当該濃厚接触の可能性のある者へのヒアリングなどを踏まえて、濃厚接触者の特定をお願いするとともに、特定した場合には速やかに陽性者を把握する観点から、検査の実施に向け、とりわけ積極的な御対応をお願いします。

### (2) 健康フォローアップ等及び健康観察

#### ① 濃厚接触者が PCR 検査の結果陽性であった場合

濃厚接触者と特定された者が PCR 検査の結果陽性となった場合には、保健所において、入院、宿泊療養又は自宅療養の判断、調整等を行うこととなり、センターによる健康フォローアップ等から保健所の対応に切り替わることにご注意ください。

#### ② 濃厚接触者が PCR 検査の結果陰性であった場合等

濃厚接触者と特定された者が PCR 検査の結果陰性となった場合には、保健所による健康観察の対象となるとともに、センターによる健康フォローアップ等の対象となります。この場合において、担当保健所においては、当該者の健康状態に注意を払い、発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の可能性のある症状が現れた場合、医療機関受診前に、保健所へ連絡するよう依頼するとともに、症状の軽重に

抛らず、検査の実施に向け、とりわけ積極的な御対応をお願いします。  
一方、センターにおいては、感染拡大防止の観点からの自宅待機の徹底のため、位置情報確認アプリによる位置情報報告を求めるほか、ビデオ通話等を実施することとなりますが、保健所による健康観察とは趣旨が異なるものであり、これをもって保健所が健康観察をしなくて良いということにはなりませんので、ご注意ください。

③ 濃厚接触者ではないと特定された者への対応

濃厚接触者ではないと特定された者（濃厚接触の可能性のある者の中には、保健所によるヒアリングの結果、予約とは異なる座席に座っていたことが判明するといった事例が見られます）への対応については、センターにおける健康フォローアップ等の対象となります。

また、本部より連絡があった濃厚接触の可能性のある者が、連絡を受けた保健所が管轄する地域とは異なる場所に滞在していた場合は、当該滞在地を管轄している保健所に連絡し、健康観察及び濃厚接触者と特定した場合の検査の実施に向けたとりわけ積極的な御対応をいただけるよう、保健所間の引き継ぎをお願いいたします。

以上、健康フォローアップ等及び健康観察の実施に当たって、ご留意いただきますようお願いいたします。

(担当)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班  
電話：03（5253）1111（内線8937）